

住宅改修の一部を助成します

☎ 建築住宅課建築指導係 ☎ 238057

住宅リフォーム助成

市民が所有し居住する住宅を改修する場合、その経費の一部を助成します。すでに平成二十三年度に、限度額の助成を受けた人は除きます。申請前に、必ずお問い合わせください。

受付（先着順）

受付日	受付時間	受付場所
5月15日(火)	9時～16時	市役所本庁舎 北会議室2階
5月16日(水) 以降		建築住宅課 (市役所東庁舎3階)

対象者

- 1 市内に住所がある人
- 2 リフォームを行う住宅を所

有し、かつ居住している人
③ 市税の滞納がない人

対象となる工事の種類

- ・屋根の雨漏り修繕、外壁の補修工事
- ・避難設備、防火設備、換気設備の工事
- ・間取りまたは壁紙、畳などの張り替えなどを行う工事
- ・台所、浴室または便所を改修する工事
- ・断熱改修工事、気密改修工事または遮音工事

※震災で被害を受けた住宅は、補助金や交付金などを受けられない工事に限りません。

助成の要件

- 1 次の要件をすべて満たす工事
住宅リフォームに要する費用が十万元以上（消費税額を除く）の工事
- 2 建設事業者は、県内または大崎市に隣接する県外の市町にある法人または個人事業者

※震災による工事については、ご相談ください。

③ 平成二十五年三月末までに終了する工事

※事前に工事着手したものは対象外ですが、震災で被害を受けた住宅は、写真などがあれば対象となります。そのほか、詳しい要件について、申請前に必ず、ご相談ください。

補助率

補助対象工事費用の十パーセント（限度額二十万円）

申込

建築住宅課（市役所東庁舎三階）に備え付けの申請書（市ウェブサイトからも入手できます）に必要事項を記入し、書類を添えて持参してください。

木造住宅の耐震改修工事助成

木造住宅の耐震改修工事や建て替えへの助成を行います

す。申請前に、必ずお問い合わせください。

【耐震改修工事助成補助限度額】	
一般住宅	大崎市…1/3助成 (上限額45万円) + 宮城県…1/6助成 (上限額15万円)
避難弱者住宅 および特定地域住宅	大崎市および宮城県 …1/2助成 (上限額67万5千円)

対象

市で実施した耐震診断による改修計画に基づき、設計および工事をする住宅

受付戸数

先着三十戸

申込

十二月二十八日(金)まで、建築住宅課（市役所東庁舎三階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）に印鑑を持参し、申し込みをしてください。

木造住宅の耐震診断

対象

昭和五十六年五月三十一日以前に建築された三階建てまでの戸建木造住宅

受付戸数

先着七十戸

負担金

※二百平方メートルを超える場合は、延べ床面積により負担金が加算されます。

受付期間

十二月二十八日(金)まで、建築住宅課（市役所東庁舎三階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）に印鑑を持参し申し込み

木造住宅の耐震相談

木造住宅の耐震に関することや、リフォームについての相談に応じます。

場所

建築住宅課（市役所東庁舎三階）



5月から水道料金が改定されます

☎ 大崎市水道お客様センター ☎ 0120-366-171 管理課総務係 ☎ 24-1112

大崎市の水道料金については、平成26年度までに統一するため、平成20年5月から段階的に各地域の水道料金の改定を行っています。平成24年5月から古川地域を除き、次のとおり改定となりますのでお知らせします。

■古川地域

基本料金(全用途共通、1カ月あたり)

期間	口径									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
平成26年4月分まで	1,018円	2,115円	3,234円	4,578円	9,437円	15,178円	30,505円	51,424円	114,014円	—

水量料金(用途別、1㎡あたり)

期間	一般用および共用栓用(1㎡あたり)					湯屋用	共同浴場	プール用	臨時用
	1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～500㎡	501㎡以上	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり
平成26年4月分まで	96円	182円	248円	320円	320円	105円	—	110円	529円

■松山、三本木、鹿島台、岩出山(池月・中里・真山簡易水道含む)、田尻地域

基本料金(全用途共通、1カ月あたり)

期間	口径									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
平成22年5月分～平成24年4月分まで	1,560円	1,996円	3,115円	5,200円	10,114円	17,700円	37,100円	62,600円	138,500円	248,000円
平成24年5月分～平成26年4月分まで	1,018円	2,115円	3,234円	4,578円	9,437円	15,178円	30,505円	51,424円	114,014円	205,000円

水量料金(用途別、1㎡あたり)

期間	一般用および共用栓用(1㎡あたり)					湯屋用	共同浴場	プール用	臨時用	
	1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡	31～50㎡	51～500㎡	501㎡以上	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり	
平成22年5月分～平成24年4月分まで	96円	199円	257円	280円	341円	341円	—	—	176円	472円
平成24年5月分～平成26年4月分まで	96円	182円	248円	248円	320円	320円	105円	—	110円	529円

■鳴子温泉地域(鬼首、小身川原簡易水道含む)

基本料金(全用途共通、1カ月あたり)

期間	口径									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
平成22年5月分～平成24年4月分まで	1,018円	2,115円	3,969円	5,764円	12,012円	18,441円	42,840円	73,185円	—	—
平成24年5月分～平成26年4月分まで	1,018円	2,115円	3,572円	5,187円	10,570円	16,781円	36,414円	62,207円	—	—

水量料金(用途別、1㎡あたり)

期間	一般用および共用栓用(1㎡あたり)					湯屋用	共同浴場	プール用	臨時用
	1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～500㎡	501㎡以上	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり
平成22年5月分～平成24年4月分まで	68円	182円	210円	223円	213円	—	68円	120円	456円
平成24年5月分～平成26年4月分まで	81円	182円	231円	267円	257円	—	81円	115円	492円

■平成26年5月分からの市内全域の水道料金(各地域の料金統一)

基本料金(全用途共通、1カ月あたり)

期間	口径									
	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	200mm
平成26年5月分から	1,018円	2,115円	3,234円	4,578円	9,437円	15,178円	30,505円	51,424円	114,014円	205,000円

水量料金(用途別、1㎡あたり)

期間	一般用および共用栓用(1㎡あたり)					湯屋用	共同浴場	プール用	臨時用
	1～10㎡	11～20㎡	21～50㎡	51～500㎡	501㎡以上	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり	1㎡あたり
平成26年5月分から	96円	182円	248円	320円	310円	105円	105円	110円	529円